

様式例第3号－1 【一般登録型】

手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	0 円 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>30%（または500,000円）</u> （どちらか高いほうとする。） (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>30%（または500,000円）</u> （どちらか高いほうとする。） 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>30%（または500,000円）</u> （どちらか高いほうとする。） 手数料負担者は 求人者 とします。
＊上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合 返戻金制度について	当社より求人者に紹介し採用された求職者が短期間のうちに求職者都合退職、もしくは求職者の責めに帰すべき事由で解雇された場合、頂戴した紹介手数料の一部を払い戻す返戻金制度があります。返戻金額については①入社後1カ月未満の場合は本件報酬の50%、②入社後2カ月未満の場合は本

	件報酬の 30%、入社後 3 カ月未満の場合は 15%となります。
--	-----------------------------------

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 02-ユ-300056
事業所の名称及び所在地 北日本事業振興協同組合
青森県弘前市大字松森町 130 番地 1